

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 千葉県市川市八幡三丁目3番1号  
 事業者名 京成電鉄株式会社  
 代表者名 取締役社長 小林 敏也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
菅野駅	・ホームとコンコースを結ぶ障害者対応型エレベーターを1基設置する。また、改札内コンコースに多機能トイレを設置する。(2018～2021年度)	2020年度は支障物移設工事・杭工事等を実施した。
西登戸駅	・スロープ、多機能トイレの新設(2020～2022年度)	2020年度は計画実施に向け関係各所との調整を行った。
八千代台駅	・西口とコンコースを結ぶ障害者対応型エレベーターを1基設置する(2019～2020年度)	計画通り実施。
みどり台駅、千葉寺駅、おゆみ野駅	・多機能トイレの整備(2020年度)	計画通り実施。
成田空港駅	・ホームドアの新設(2019～2020年度)	計画通り実施。
市川真間駅、京成中山駅・京成幕張駅、京成稲毛駅、みどり台駅、西登戸駅、新千葉駅	・内方線付きJIS規格化点状ブロックの整備(2020年度)	対象駅を以下に変更し実施。 (市川真間駅、菅野駅、大佐倉駅、京成幕張駅、京成稲毛駅、西登戸駅、新千葉駅、学園前駅、おゆみ野駅)

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを継続的に実施するとともに、係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行う。	計画通り実施。 次年度以降も継続して実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
行先表示設備 (ディスプレイ型)の新設	・堀切菖蒲園駅、志津駅、国府台駅(2020年度)	計画通り実施。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・日本盲導犬協会による協力のもと、現場社員・本社社員を対象とした「盲導犬ユーザー等対応講習」を開催する。(2017年度～)	新型コロナ感染拡大防止のため中止。
障害者が参画する研修の実施	・障害者団体等に協力を依頼し、駅現業長を対象とした講習会等の実施を検討する。	計画通り実施。
サービス介助士資格取得の推進	・駅係員を対象に資格取得講座を開催し、新入社員をはじめとした未取得者の資格取得を推進する。(2020年度)	計画通り実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「声かけサポート運動」を継続実施し、係員からの声かけを強化するとともに、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図った。</li> <li>・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各所との協議を行った。</li> <li>・2019年度に新たに設置したバリアフリーに関する会議体を通じ、横断的な検討・情報共有、バリアフリー化の進捗確認を図った。</li> </ul>
--

(3) 報告書の公表方法

インターネット(当社HPにて公開)
-------------------

(4) その他

・2020年3月、全日本ろうあ連盟と東京都聴覚障害者連盟の協力のもと、現業長を中心とした講習会を開催した。
---

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

鉄道駅名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	無人駅の別	公共交通等円滑化令の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されるプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	昇降機の設置数	傾斜路の数	斜路の数	視覚誘導装置の有無	障害者用トイレの有無	案内装置の有無	備品の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	車いす乗降可能なプラットフォームの数	転落防止のための設置の有無
		都道府県23区・郡・市・村・区																					
京成上野	本線	東京都 台東区	30,980	人	○	○	2	2	4 (4) 基	8 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
日暮里	本線	東京都 荒川区	65,160	人	○	○	3	3	5 (5) 基	10 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○
新三河島	本線	東京都 荒川区	4,710	人	○	○	1	1	1 (1) 基	基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	1	○
町屋	本線	東京都 荒川区	15,720	人	○	○	1	1	1 (1) 基	2 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	1	○
千住大橋	本線	東京都 足立区	12,896	人	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成閏屋	本線	東京都 足立区	19,153	人	○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	1 (1)	箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
堀切菖蒲園	本線	東京都 葛飾区	17,410	人	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
お花茶屋	本線	東京都 葛飾区	26,460	人	○	○	2	2	2 (2) 基	2 (2) 基	1 基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
青砥	本、押上線	東京都 葛飾区	38,311	人	○	○	2	2	2 (2) 基	4 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成高砂	本、金町、北総線	東京都 葛飾区	78,910	人	○	○	3	3	5 (5) 基	4 基	基	1 (1)	箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○
京成高砂	本、金町線	東京都 葛飾区	28,952	人	○	○	3	3	5 (5) 基	4 基	基	1 (1)	箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○
京成小岩	本線	東京都 江戸川区	14,733	人	○	○	2	2	4 (4) 基	2 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
江戸川	本線	東京都 江戸川区	4,980	人	○	○	2	2	3 (3) 基	基	基	1 (1)	箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
国府台	本線	千葉県 市川市	7,035	人	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
市川真間	本線	千葉県 市川市	5,827	人			2	2	4 (4) 基	基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	○
萱野	本線	千葉県 市川市	3,663	人			1		基	基	基		箇所		○	×	○	○	×	○	1	○	
京成八幡	本線	千葉県 市川市	26,558	人	○	○	1	1	2 (2) 基	2 (2) 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	1	○
鬼越	本線	千葉県 市川市	4,695	人		○	1	1	基	基	基	1 (1)	箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	○
京成中山	本線	千葉県 船橋市	2,960	人		○	2	2	基	基	基	2 (2)	箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	
東中山	本線	千葉県 船橋市	4,995	人	○	○	2	2	4 (4) 基	基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成西船	本線	千葉県 船橋市	8,428	人	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基	2 (2)	箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
海神	本線	千葉県 船橋市	4,563	人		○	2	2	2 (2) 基	基	基	1 (1)	箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	
京成船橋	本線	千葉県 船橋市	67,723	人	○	○	2	2	4 (4) 基	6 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
大神宮下	本線	千葉県 船橋市	4,080	人	○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
船橋競馬場	本線	千葉県 船橋市	15,763	人		○	2	2	3 (3) 基	2 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	○
谷津	本線	千葉県 習志野市	8,559	人		○	1	1	1 (1) 基	1 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	1	○
京成津田沼	本、千葉、新京成線	千葉県 習志野市	46,398	人	○	○	3	3	4 (4) 基	8 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○
京成津田沼	本、千葉線	千葉県 習志野市	20,076	人	○	○	2	2	3 (3) 基	6 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成大久保	本線	千葉県 習志野市	23,967	人		○	2	2	基	基	1 基	1 (1)	箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	○
寒剱	本線	千葉県 習志野市	17,716	人		○	2	2	4 (4) 基	3 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	○
八千代台	本線	千葉県 八千代市	35,919	人	○	○	2	2	4 (4) 基	6 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成大和田	本線	千葉県 八千代市	9,806	人	○	○	2	2	基	基	基	3 (3)	箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
勝田台	本線	千葉県 八千代市	39,361	人	○	○	2	2	3 (3) 基	4 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
志津	本線	千葉県 佐倉市	11,687	人		○	2	2	3 (3) 基	3 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	○
ユウカリが丘	本線	千葉県 佐倉市	15,772	人		○	2	2	2 (2) 基	2 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成臼井	本線	千葉県 佐倉市	14,040	人		○	2	2	4 (4) 基	2 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成佐倉	本線	千葉県 佐倉市	13,560	人	○	○	2	2	3 (3) 基	基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
大佐倉	本線	千葉県 佐倉市	297	人			2		基	基	基		箇所	○	○	×	○	○	×	○	2	○	
京成酒々井	本線	千葉県 印旛郡	4,358	人		○	2	2	3 (3) 基	4 基	基		箇所		○	○	○	○	○	○	○	2	
宗吾参道	本線	千葉県 印旛郡	2,185	人			2		基	基	基		箇所		○	×	○	○	×	○	2		
公津の杜	本線	千葉県 成田市	9,628	人	○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成成田	本、東成田線	千葉県 成田市	24,702	人	○	○	3	3	3 (3) 基	3 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	3	○
空港第2ビル	本、成田空港線	千葉県 成田市	9,068	人	○	○	1	1	3 (3) 基	6 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	1	○
成田空港	本、成田空港線	千葉県 成田市	7,926	人	○	○	2	2	3 (3) 基	10 基	基		箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○
東成田	東成田、芝山鉄道	千葉県 成田市	1,502	人			1		基	2 基	基		箇所		○	×	○	○	×	○	1		
東成田	東成田線	千葉県 成田市	959	人			1		基	2 基	基		箇所		○	×	○	○	×	○	1		

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

鉄道駅名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅の別	公共交通等移動円滑化の促進	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	昇降機以外の設置数	傾斜路の数	路盤の傾斜	視覚誘導の設置の有無	障害者用トイレの有無	案内板の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	車いす利用者の乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設置の有無
押上(京成)	押上、都営浅草線	東京都 墨田区	160,956 人		○	○	2	2	3 (3) 基	2 基			箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
押上(京成)	押上線	東京都 墨田区	20,108 人		○	○	2	2	3 (3) 基	2 基			箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成曳舟	押上線	東京都 墨田区	15,082 人		○	○	2	2	3 (3) 基	6 (6) 基			箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
八広	押上線	東京都 墨田区	10,292 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基			箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
四ツ木	押上線	東京都 葛飾区	13,307 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基			箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
京成立石	押上線	東京都 葛飾区	29,974 人			○	2	2	2 (2) 基		1 基		箇所	○	○	×	○	○	○	○	2	○
柴又	金町線	東京都 葛飾区	6,370 人		○	○	2	2		基			2 (2) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成金町	金町線	東京都 葛飾区	19,254 人		○	○	1	1		基			1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
京成幕張本郷	千葉線	千葉県 千葉市	13,068 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 基			箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
京成幕張	千葉線	千葉県 千葉市	6,153 人		○	○	1	1		基			1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
検見川	千葉線	千葉県 千葉市	3,202 人		○	○	2	2		基			2 (2) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
京成稲毛	千葉線	千葉県 千葉市	5,822 人		○	○	2	2		基			2 (2) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
みどり台	千葉線	千葉県 千葉市	5,534 人			○	2	2		基			2 (2) 箇所		○	○	○	○	○	○	2	
西登戸	千葉線	千葉県 千葉市	2,240 人				2			基			箇所		○	×	○	○	×	○	2	○
新千葉	千葉線	千葉県 千葉市	1,764 人				2			基			箇所	○	○	×	○	○	×	○	2	○
京成千葉	千葉線	千葉県 千葉市	22,022 人		○	○	2	2	2 (2) 基	4 基			箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
千葉中央	千葉線	千葉県 千葉市	15,296 人			○	2	2	2 (2) 基				箇所		○	○	○	○	○	○	2	○
千葉寺	千原線	千葉県 千葉市	3,921 人			○	1	1	1 (1) 基				箇所		○	○	○	○	×	○	1	
大森台	千原線	千葉県 千葉市	2,371 人				2			基			箇所		○	×	○	○	×	○	2	
学園前	千原線	千葉県 千葉市	4,278 人		○	○	2	2	2 (2) 基				箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
おゆみ野	千原線	千葉県 千葉市	4,179 人		○	○	1	1	1 (1) 基				箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	○
ちはら台	千原線	千葉県 市原市	4,462 人			○	1	1	1 (1) 基				箇所		○	○	○	○	○	○	1	
成田湯川	成田空港線	千葉県 成田市	1,077 人		○	○	2	2	3 (3) 基	6 基			箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
				人						基			箇所									
(合計) 69 駅				0 駅	42 駅	61 駅	128	115	51 51 基	37 3 基	3 基	16 16 基	16 24 (24) 箇所	45 駅	69 駅	60 駅	69 駅	60 駅	69 駅	69 駅	59 駅	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。